

事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 13 日

各私立幼稚園（現在認定こども園ではない）
設置者 御中

大阪府福祉部子ども室子育て支援課
大阪府府民文化部私学・大学課
大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課
（幼稚園運営企画グループ）

私立幼稚園（現在認定こども園ではない）の
子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向について（調査）

平素より幼児教育の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）については、これまで新制度の詳細や施設型給付の公定価格等について検討が行われてきたところですが、今般、施設型給付の公定価格仮単価が示されたことを踏まえ、私立幼稚園（現在認定こども園ではない）の新制度への移行の状況等を把握するため、貴施設が新制度に移行するか、また、認定こども園となるか等の現時点での意向について調査を行うことといたしました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、下記に従い、現時点での新制度への移行に関する意向等について回答いただくようお願いします。

なお、調査結果は、国に報告するとともに、来年度の予算や事業計画の検討に活用させていただきます。また、調査結果をとりまとめた数字等については、国及び府、市において公表される予定があることを申し添えます。

記

1 調査の趣旨

- ・現時点における公定価格仮単価等の限られた情報の中ではありますが、国、府及び市における新制度実施の準備、事業計画の策定、国の概算要求、予算案の策定等に資するため、私立幼稚園（現在認定こども園ではない）の新制度への移行の見込み等を把握するものです。
- ・なお、本調査の質問項目、スケジュール等については、主として、国の概算要求の実施、府の支援計画の策定及び市の事業計画の策定等のため実施するものです。
- ・また、平成27年度施行に当たっての施設型給付の対象施設の確認（みなし確認を含む。）又は確認を受けない旨の別段の申出については、市において、別途改めて秋頃をめどに手続の案内を行った上で対象施設の方針を確認することを想定しています。設置者は今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

2 調査の実施主体

- ・大阪府及び大阪市*

※ 私立幼稚園（現在認定こども園ではない）について、子ども・子育て支援法に基づきみなし確認又は別段の申出に関する事務を行うこととなる市町村

3 調査の対象

- ・私立幼稚園（現在認定こども園ではない）の設置者
- ・調査への回答の単位は施設ごと

4 調査の項目

- ① 現在の施設の利用状況（広域利用の状況を含む。）
- ② 新制度への移行見込み・移行する場合の施設の類型（認定こども園への移行を含む）・移行予定年度・利用定員の見込み 等
- ③ 一時預かり事業（幼稚園型）・小規模保育事業等の実施希望 等

5 回答方法

- ・別添の質問票（エクセルファイル1シート目）の回答欄（赤色の太字の口欄）にご入力ください。

6 提出方法

- ・回答については、エクセルデータで提出してください。その際、ファイル名に幼稚園名を入れてください。 例 新制度意向調査票（大阪幼稚園）
- ・回答の提出先は、大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループに電子メールにて提出してください。

メールアドレス ikouchousa@city.osaka.lg.jp

- ・回答期限は、7月11日です。
- ・同一設置者が複数の施設を設置している場合、回答は施設ごとに提出してください。

（留意事項）

- ・提出期限まで短いスケジュールとなっています。恐れ入りますが、現時点で入力可能な質問から先に回答を進め、回答日時点での状況、意向を回答ください。
- ・正確な数字が不明な場合は、目安をご記入ください。
- ・平成27年度以降の私学助成や一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価見込みは現時点で提示できていないことから、直近年度における府の私学助成の補助額を参考にご検討ください。
- ・新たに認定こども園の認可・認定を受け又は類型の変更等を行う場合は、認可・認定を行う都道府県（幼保連携型認定こども園については、府、政令指定都市、中核市）及び確認を行う市に相談することが必要です。

【担 当】大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課
幼稚園運営企画グループ 稲積

TEL 06-6208-8166

大阪府福祉部子ども子育て支援課 玉田

TEL 06-6944-7108

大阪府府民文化部私学・大学課 野元

TEL 06-6210-9273

子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(現在認定こども園ではない私立幼稚園向け)

1. 貴施設の基本情報について、おうかがいします。

施設名

設置者名
(法人の場合は
法人名)

施設が所在する
市町村

認可定員

 人

※ 認可定員は、平成26年5月1日現在の定員数を記入してください。

2. 貴施設の現在までの利用状況について、おうかがいします。

問1 過去2年間の園児の居住市町村別・年齢別在籍園児数(各年5月1日現在)について、次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入し、その内訳について記入できるものを次の表に記入してください。

- 1 全園児が施設の所在市町村に居住している
- 2 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない
- 3 園児の居住市町村の状況を把握している

問2へ

(「2」を選択された場合は、「合計」欄のみ記入してください。)

(単位:人)

園児の居住市町村	年齢区分	25年度	26年度
	3歳児		
	4歳児		
	5歳児		
	計	0	0
	3歳児		
	4歳児		
	5歳児		
	計	0	0
	3歳児		
	4歳児		
	5歳児		
	計	0	0
合 計	3歳児		
	4歳児		
	5歳児		
	計	0	0

※ 行が足りない場合は適宜行を追加してください。

上記の平成26年度の3歳児の合計のうち、平成25年度中から満3歳児として入園し、26年度は3歳児クラスに
いる園児（平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれの子に限り）の数を記入してください。

 人

問2 預かり保育の実施状況について、次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入し、「2」を選択された場合は次の表についても記入してください。

- 1 実施していない → 問5へ
2 実施している → 次の表を記入した後、問3へ

	1日当たりの 平均利用人数	1日の開園時間 (教育時間と預かり保育 の最大実施時間の合計)	実施時の担当職員数
平日			
休業日			
長期休業日			

※ 休業日：土曜日、日曜日及び祝日、長期休業日：夏期、冬期及び春期休業日

問3 問2で「2」を選択された方におうかがいします。問2で記入された表の「1日当たりの平均利用人数」のうち、平日について、保護者の就労状況を把握されていますか。次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入し、「1」を選択された場合は次の表についても記入してください。

- 1 把握している → 次の表を記入した後、問4へ
2 把握していない → 問4へ

(園児の居住市町村別の状況を把握されていない場合は、「合計」欄のみ記入してください。)

(平成25年度実績)

園児の居住市町村	年齢区分	保護者の就労状況			
		フルタイム	パートタイム	無職	計
	3歳児				0
	4歳児				0
	5歳児				0
	計	0	0	0	0
	3歳児				0
	4歳児				0
	5歳児				0
	計	0	0	0	0
	3歳児				0
	4歳児				0
	5歳児				0
	計	0	0	0	0
合 計	3歳児				0
	4歳児				0
	5歳児				0
	計	0	0	0	0

※ 「保護者の就労状況」欄については、就労時間が短いほうの保護者の就労状況でカウントしてください。(フルタイム：1週間に5日程度かそれ以上、1日に6時間程度かそれ以上の就労、パートタイム：フルタイム以外の就労)

※ 行が足りない場合は適宜行を追加してください。

問4 問2で「2」を選択された方におうかがいします。問2の預かり保育の実施状況について、平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みはありますか。次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入し、「1」を選択された場合は次の表についてもその見込みの状況を記入してください。

- 1 平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みである → 次の表を記入した後、問5へ
2 平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みはない、または未定である → 問5へ

	1日当たりの 平均利用人数	1日の開園時間 (教育時間と預かり保育 の最大実施時間の合計)	実施時の担当職員数
平日			
休業日			
長期休業日			

※ 休業日：土曜日、日曜日及び祝日、長期休業日：夏期、冬期及び春期休業日

問5 保護者が同伴しない形で定期的に行っている未就園児の受け入れ状況について、次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入し、「1」を選択された場合は次の表に記入してください。

- 1 実施している → 次の表を記入した後、問6へ
2 実施していない → 問7へ

週当たり実施日数	1日当たりの 平均利用人数

問6 問5で「1」を選択された方におうかがいします。問5で記入された表の「1日当たりの平均利用人数」について、保護者の就労状況を把握されていますか。次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入し、「1」を選択された場合は次の表に記入してください。

- 1 把握している → 次の表を記入した後、問7へ
2 把握していない → 問7へ

(園児の居住市町村別の状況を把握されていない場合は、「合計」欄のみ記入してください。)

(平成25年度実績)

園児の居住市町村	年齢区分	保護者の就労状況			
		フルタイム	パートタイム	無職	計
	0歳児				0
	1歳児				0
	2歳児				0
	計	0	0	0	0
	0歳児				0
	1歳児				0
	2歳児				0
	計	0	0	0	0
合 計	0歳児				0
	1歳児				0
	2歳児				0
	計	0	0	0	0

※ 「保護者の就労状況」欄については、就労時間が短いほうの保護者の就労状況でカウントしてください。(フルタイム：1週間に5日程度かそれ以上、1日に6時間程度かそれ以上の就労、パートタイム：フルタイム以外の就労)

※ 行が足りない場合は適宜行を追加してください。

3. 貴施設の平成27年度(新制度施行1年目)の予定について、おうかがいします。

子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)への移行(施設型給付の対象施設として、市町村から子ども・子育て支援法の基づく確認を受けること。以下同じ。)について、現時点での貴施設における平成27年度(新制度施行1年目)の対応方針について、おうかがいします。

なお、新制度において、私立幼稚園が選択できる選択肢としては、「1 幼保連携型認定こども園に移行する」、「2 幼稚園型認定こども園に移行する」、「3 幼稚園のまま施設型給付を受ける」、「4 施設型給付を受けずに私学助成に残る」の4つの選択肢があります。

問7 預かり保育について、新制度において市町村が実施する一時預かり事業(幼稚園型)により実施する予定はありますか。次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。

- 1 実施する予定である
- 2 実施する方向で検討している
- 3 実施を希望しない

} 問8へ

※ 上記選択肢で「3 幼稚園のまま施設型給付を受ける」を選択された私立幼稚園に対する預かり保育の財政支援については、私学助成による預かり保育補助ではなく、市町村が行う一時預かり事業(幼稚園型)が基本となります。

問8 平成27年度(新制度施行1年目)から新制度への移行を予定していますか。次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。

- 1 平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行する
- 2 平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行する方向で検討中
- 3 平成27年度から幼稚園型認定こども園に移行する
- 4 平成27年度から幼稚園型認定こども園に移行する方向で検討中
- 5 平成27年度は幼稚園のまま施設型給付を受ける
- 6 平成27年度は幼稚園のまま施設型給付を受ける予定で検討中
- 7 平成27年度は施設型給付を受けずに私学助成に残る
- 8 平成27年度は施設型給付を受けずに私学助成に残る予定で検討中
- 9 どの選択をするのか検討中である

} 1~4を選択された方は
問12へ

} 5~8を選択された方は
問9へ

→ 9を選択された方は問12へ

問9 問8で「5」から「8」を選択された方におうかがいします。満3歳未満の保育の必要性を認定された子ども(3号認定子ども)について、小規模保育事業や家庭的保育事業(所在市町村の認可が必要になります。)を幼稚園に併設して、実施する予定はありますか。次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。

- 1 実施する予定である
- 2 実施する方向で検討している
- 3 実施を希望しない

※ 定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業での実施となります。両事業とも、原則として、保護者からの要望があった場合は、11時間開園、土曜日開園を行うことが必要です。

問8で「7」「8」の「施設型給付を受けずに私学助成に残る」を選択された方は、問10へ
問8で「5」「6」の「幼稚園のまま施設型給付を受ける」を選択された方は、問11へ

4. 貴施設の平成28年度(新制度施行2年目)以降の予定について、おうかがいします。

問10 問8で「7」「8」の「施設型給付を受けずに私学助成に残る」を選択された方におうかがいします。平成28年度以降において、新制度への移行(施設型給付を受ける)を予定していますか。次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。「1」を選択された方は、「具体的な移行時期」についても、当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。

- 1 移行する方向で検討中である → 問11へ

具体的な移行時期

ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降

- 2 状況により判断したい
- 3 移行する予定はない

} 問12へ

問1.1 問8で「5」「6」の「幼稚園のまま施設型給付を受ける」を選択された方及び問10で「1」を選択された方におうかがいします。平成28年度以降において、認定こども園への移行を予定していますか。当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。「2」を選択された方は、「具体的な移行時期」及び「認定こども園の類型」についても、当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。

- 1 幼稚園のままの方向で検討中である
2 認定こども園に移行する方向で検討中である

具体的な移行時期

ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降

認定こども園の類型

ア 幼保連携型認定こども園 イ 幼稚園型認定こども園 ウ 検討中

- 3 検討中である

問1.2へ

5. 平成27年度当初の園児数の見込みについて、おうかがいします。

問1.2 現在、市町村において新制度が施行される平成27年度からの事業計画を策定に取り組んでいます。その事業計画の策定に当たって、施設ごとに受け入れることができる園児数を把握する必要があります。そこで、現在想定されている園児の居住市町村別・認定区分（年齢区分）別の27年度当初（28年度以降に認定こども園に移行する場合はその移行したときについてもあわせて）の園児数（新制度に移行する場合は利用定員、私学助成に残る幼稚園の場合は在籍園児数）の見込みについて、できる限り、次の表に記入してください。

- ※ 1号：3歳以上の幼児期の学校教育のみの子ども
2号：3歳以上で保育の必要な子ども
3号：3歳未満で保育の必要な子ども

※ 利用定員：新制度で、施設型給付を受けるためには、確認というものを市町村から受ける必要があり、この確認を受けるためには、認可定員の範囲内で利用定員というものを設定する必要があります。

※ 27年度当初から認定こども園に移行される場合や、27年度から5年間については認定こども園に移行されない場合は、「28年度以降に認定こども園に移行したとき」欄の記入は不要です。

※ 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については、1号、2号、3号（3号は定員を設定する場合のみ）の利用定員を記入してください。

※ 幼稚園（施設型給付に移行する場合、私学助成で残る場合とも）については、1号の利用定員（私学助成に残る場合は在籍園児数）のみを記入してください。また、この場合で、小規模保育事業や家庭的保育事業を実施する予定の場合は、3号の利用定員についても記入してください。

※ 1号の記入欄の下欄には、1号認定の子どものうち、一時預かり事業（幼稚園型）、あるいは私学助成の預かり保育補助の対象となる子どもの「1日当たりの平均利用人数」の見込みを記入してください。

（園児の居住市町村別の状況を把握されていない場合は、「合計」欄のみ記入してください。）

（単位：人）

園児の居住市町村	認定区分（年齢区分）	27年度当初	28年度以降に認定こども園に移行したとき
	1号（3歳児） （預かり保育利用人数）		
	1号（4歳児） （預かり保育利用人数）		
	1号（5歳児） （預かり保育利用人数）		
	2号（3歳児）		
	2号（4歳児）		
	2号（5歳児）		
	3号（0歳児）		
	3号（1歳児）		
	3号（2歳児）		
	計	0	0

	1号(3歳児)		
	(預かり保育利用人数)		
	1号(4歳児)		
	(預かり保育利用人数)		
	1号(5歳児)		
	(預かり保育利用人数)		
	2号(3歳児)		
	2号(4歳児)		
	2号(5歳児)		
	3号(0歳児)		
	3号(1歳児)		
	3号(2歳児)		
	計	0	0
	1号(3歳児)		
	(預かり保育利用人数)		
	1号(4歳児)		
	(預かり保育利用人数)		
	1号(5歳児)		
	(預かり保育利用人数)		
	2号(3歳児)		
	2号(4歳児)		
	2号(5歳児)		
	3号(0歳児)		
	3号(1歳児)		
	3号(2歳児)		
	計	0	0
合 計	1号(3歳児)		
	(預かり保育利用人数)		
	1号(4歳児)		
	(預かり保育利用人数)		
	1号(5歳児)		
	(預かり保育利用人数)		
	2号(3歳児)		
	2号(4歳児)		
	2号(5歳児)		
	3号(0歳児)		
	3号(1歳児)		
	3号(2歳児)		
	計	0	0

※ 行が足りない場合は適宜行を追加してください。

問13 最後に、おうかがいします。平成27年度当初において、2号、3号の定員を設定する場合、保育標準時間利用の子ども、保育短時間利用の子ども、それぞれについての定員を設ける予定ですか。当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。

- 1 保育標準時間利用の子ども、保育短時間利用の子ども、双方について定員を設ける予定である
- 2 保育標準時間利用の子どものみ定員を設ける予定である
- 3 保育短時間利用の子どものみ定員を設ける予定である
- 4 幼稚園なので、2号、3号の子どもの定員は設定できない

※ 保育標準時間利用の子ども：

就労時間の短いほうの保護者の就労時間が月に120時間以上である、主として両親ともがフルタイムの勤務形態をとる保護者の子どもで、1日につき、施設を11時間利用することができる子ども

※ 保育短時間利用の子ども：

保護者の就労時間が、月に120時間未満で市町村が定める下限の就労時間以上である、主として両親のうちの片方がパートタイムの勤務形態をとる保護者の子どもで、1日につき、施設を8時間利用することができる子ども

以上で終了です。ありがとうございました。